

別表第1（第4条関係）

補助事業	補 助 対 象 経 費	補 助 対 象 者	補助率及び補助限度額	申請期限
事業所内環境整備	次のいずれかに該当する経費 （1） 市内の対象建物において、女性従業員用設備（女性従業員が専用に使用するためのキッズスペース、トイレ、更衣室及び休憩室をいう。以下同じ。）を設置する工事及び改修に要する経費。ただし、既存設備の更新、備品の購入及び事務所、工場、店舗等の建築に係る女性従業員用設備の工事は除く。 （2） 市内の対象建物において、従業員のために整備する届出保育施設の工事、改修に要する経費	事業者等で、以下の条件を全て満たすもの （1） 市内に事業所を有する者であること。 （2） 男性従業員及び女性従業員を雇用していること。ただし、届出保育施設の工事等を実施する場合は、女性従業員を雇用していることで足りるものとする。 （3） 交付申請年度内に完了する補助事業であること。	補助対象経費から国、地方公共団体その他公共的団体からの助成額を差し引いた額の1／2以内（千円未満の金額は切り捨てる。）。 ただし、1事業者等につき、1年度あたり100万円を限度とする。	事業着手前
現場環境整備	市内の事業現場において、女性従業員が専用に使用する仮設トイレ、仮設更衣室、仮設休憩室のリース・レンタルに要する経費	事業者等で、下記の条件を満たすもの （1） 市内に事業所を有する者であること。 （2） 交付申請年度内に完了する補助事業であること。ただし、事業の事情によりリース・レンタル期間が年度をまたぐ場合は、翌年度に残りの補助事業の期間について補助金の申請をすることができる。（この場合においては、第5条の申請のあった日の属する月の1日からを補助対象とする。） （3） 事業現場に女性従業員が従事していること。		